

令和8年度特色入試についてお知らせします

鳥取県教育委員会では、現在の高校3年生が受検した令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜(高校入試)から、特色入試を実施しています。

特色入試は、皆さんが、出願する高校を主体的に選択して、受検することができます。裏面に、特色入試の特徴について掲載していますので、これらも参考にしながら、引き続き、中学校等での日々の学習に一生懸命取り組んでください。

各県立高校は、「夢」に向かって挑戦する皆さんを、全力で応援します。

<特色入試について>

「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」を理解している生徒を募集します

- ❖ 強い目的意識を持った生徒の受検機会を確保します
- ❖ 目的意識や学びに向かう力を総合的に評価します
- ❖ 各高校が、より一層特色化・魅力化に取り組みます

<特色入試日程>

出願期間 令和8年1月26日(月)、27日(火)
(郵送の場合は、令和8年1月22日(木)までの消印有効)

検査日 令和8年2月 3日(火)

合格発表 令和8年2月10日(火)

各県立高校の様子や、特色入試については、中学校2年生の時に配付された「輝け! 夢」や、中学校3年生で配付された「高校ガイド」も参考にしてください。

※「輝け! 夢」、「高校ガイド」は鳥取県教育委員会ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/76404.htm>



鳥取県マスコットキャラクター
「トリピー」

QRコードを読み取ると、令和8年度県立高校入試に関する情報が掲載されているホームページが見られるよ。

令和7年11月
鳥取県教育委員会



<Q1> 特色入試について教えてください

特色入試は、令和5年度県立高校入試から始まりました。以前の推薦入試よりも、皆さんの目的意識や主体性を、より重視する入試制度です。

各高校では、特色や魅力ある学校づくりに取り組んでおり、「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」を定めています。

皆さんは、それらを参考にして、主体的に出願する高校を選択して、受検してください。

<Q2> 特色入試の特徴は何ですか

◆強い目的意識を持った生徒の皆さんの受検機会を確保します

各県立高校が、「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」を示しています。皆さんは、これらを判断材料として、志望校を決定することができます。そして、これまで熱心に取り組んできたことや、志望校が示す「スクール・ポリシー」にある「アドミッション・ポリシー」に向けて努力したことを活かして、受検することができます。

◆目的意識や学びに向かう力を総合的に評価します

各県立高校が実施する検査や志望理由書等とおして、「目的意識」や「学びに向かう力」、「思考力・判断力・表現力等」を総合的に評価します。

◆各県立高校が、より一層特色化・魅力化に取り組みます

各県立高校は、特色化・魅力化に一層取り組むために、各校・各学科(コース)の特色ある学びや「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」を明確に示し、皆さんにその魅力を発信します。各高校のホームページや「輝け! 夢」、「高校ガイド」などを参考にして、各高校の特色や魅力を調べてみてください。

<Q3> 特色入試の出願要件や出願書類など詳しく教えてください。

◆出願要件について

以前は、中学校長・義務教育学校長の推薦が必要でしたが、特色入試では中学校長・義務教育学校長の推薦は必要ありません。皆さんは、特色入試の実施校が示す「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」を理解していること、各実施校が示す出願要件を満たしていることを、自分で判断し、出願することができます。また、「出願する際の評定の目安」として中学校・義務教育学校の評定を目安として示している高校があります。これは、その高校入学後に、円滑に学習を進めるための目安とした評定の考え方です。皆さんは通知表(2学期制の中学校・義務教育学校は前期、3学期制の中学校・義務教育学校は1学期と2学期)の評定から判断して出願し、受検してください。

◆出願書類について

どの高校に出願する場合も、必ず志望理由書を提出します。志望理由書では、志願者である皆さんが中学校・義務教育学校で取り組んできたことなどを、皆さんの言葉で表現してください。

◆検査内容について

すべての高校で必ず実施する「面接・口頭試問」に加えて、「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」にあわせて、各高校が、「作文または小論文」、「実技検査」、「学力検査」、「プレゼンテーション」のうちから一つ以上を選択して、検査内容を定めます。

※プレゼンテーションについて

プレゼンテーションを実施する高校のうち、端末を用いてプレゼンテーションを実施する高校では、各市町村教育委員会の御協力のもと、皆さんが各市町村から貸与されている端末を持ち込んで使用することが可能です。普段の学習で使用している端末を使って、皆さんの持っている力を存分に発揮してください。詳しくは、各高校から各中学校・義務教育学校長を通じてお知らせします。